

<変動金利定期預金〔単利型〕>商品概要説明書

令和2年4月1日現在

1. 商品名	・変動金利定期預金〔単利型〕
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期 間	・定型方式…1年、2年、3年（3年は法人のみ） ・満期日指定方式…1年超3年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・変動金利 ・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヵ月ごとに利率を変更します。変更後の利率は別紙一覧表4の「指標金利」に、証書（または通帳）記載の上乗せ利率を加えたものを適用します ・自動継続後の利率についても同様に、継続日における店頭表示の利率を適用し、6ヵ月ごとに利率を変更します ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、中間利払利率（約定利率(利率を変更したときは変更後の利率)×70％）により計算します ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税 金	・個人の利息には20％（国税15％、地方税5％）の税金がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追徴されるため、20.315％（国税15.315％、地方税5％）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます） ・法人は総合課税となります
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができ、最高700万円（ただし、担保定期預金の90％以内）まで自動融資がご利用いただけます （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5％上乗せした利率） マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高350万円）まで非課税でご利用いただけます（個人のみのみ）
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別紙一覧表4の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所(北上信用金庫 総務企画部 9時～17時、電話0197-72-7828)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合を含みます）は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・自動継続扱いは次の2つからお選びいただけます 元利金継続型…満期日に利息を元金に加えて継続します 利息受取型…満期日に利息をご指定口座へ入金し、元金だけ継続します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ・この預金は「変動金利定期預金規定」によりお取扱します 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください